令和 05年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　みどり市

1．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	78.9　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.5　%
全職員	69.1　%

2．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	102.1　%
本庁課長相当職	96.6　%
本庁課長補佐相当職	98.2　%
本庁係長相当職	97.0　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	106.2　%
31～35年	91.0　%
26～30年	95.1　%
21～25年	90.4　%
16～20年	79.1　%
11～15年	90.7　%
6～10年	77.7　%
1～5年	81.9　%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員において、週の勤務時間が一定でないもの（報酬形態が日時給の職員）は除く。
・扶養手当について、世帯主や住居の契約者である男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は88.4%である。
・男性の時間外勤務時間が長く、女性と比較すると時間外勤務手当が全体の57.1%である。
・勤続年数10年以下の区分に占める女性の割合が65.3%となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
・産・育休暇や育児短時間、部分休業を取っている職員の数は、女性が男性の5.7倍である。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。